

・・・ 2024年度・・・
(令和6年度)

重要事項説明書



しょうとうかい
社会福祉法人 松 稲会
幼保連携型認定こども園

マザーシップ西宮北口こども園分園南

幼保連携型認定こども園 マザーシップ西宮北口こども園分園南

重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 松稻会
事業者の所在地	大阪市住吉区浅香1丁目8-38
事業者の連絡先	06-6696-1177
代表者氏名	理事長 葛西 得男

(2) 施設の目的、運営方針

当園の基本理念・方針	<p>教育及び保育の理念</p> <p>大切にします1 質の高い教育、保育環境の整備とあたたかい関わり</p> <p>大切にします2 教育、保育のパートナーとしての保護者の皆様との協働</p> <p>大切にします3 地域社会のさまざまな人々との出会いや社会資源の活用</p> <p>教育及び保育の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・興味を持った遊びを自ら選択し、とことん取り組む。 ・子ども自ら、得意とするものを発見する。 ・生きる力につながる豊かな感性、創造力が育つ。
------------	---

(3) 施設の概要

【マザーシップ西宮北口こども園分園南】

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	マザーシップ西宮北口こども園分園南							
所在地	兵庫県西宮市中島町5番8号							
連絡先	(電話番号) 0798-66-6011 (FAX番号) 0798-66-6012							
園長氏名	園長 福井 潤子							
開園年月日	2022年10月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—人	—人	—人	1人	1人	1人	3人
	2号・3号	9人	12人	15人	21人	21人	22人	100人
	合計	9人	12人	15人	22人	22人	23人	103人

敷地	敷地全体	1365.06 m ²
	園庭	460.40 m ²
園舎	構造	木造 2 階建て
	延べ	530.69 m ²

主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	らっこ組 (0 歳児クラス)
ほふく室	1 室	ぺんぎん組 (1 歳児クラス)
保育室	4 室	いるか組 (2 歳児クラス) とびうお組 (3 歳児クラス) まんぼう組 (4 歳児クラス) くじら組 (5 歳児クラス)
遊戯室	兼用	1 階
調理室・調乳室	2 室	調乳室は乳児室内
事務室	1 室	1 階
沐浴室	1 室	1 階
職員休憩室	1 室	2 階
医務室	1 室	1 階

(4) 職員体制 (令和 6 年 4 月 1 日 現在) マザーシップ西宮北口こども園分園南

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人		
主幹保育教諭	1 人	1 人		
保育教諭	20 人	16 人	4 人	
栄養士	3 人	3 人		
朝夕警備担当	3 人		3 人	

(5) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
教育・保育時間	教育標準時間	午前 8 時 30 分～午後 14 時 00 分（5 時間 30 分）
預かり保育	保育時間	朝： 7 時 00 分～ 8 時 30 分 夕： 14 時 00 分～16 時 00 分
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始（ 12 月 26 日～ 1 月 6 日）	
	夏季（8 月 1 日～8 月 17 日）	
	春季（3 月 20 日～3 月 31 日まで）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
教育・保育時間	保育標準時間	午前 7 時 00 分～午後 18 時 00 分（11 時間）
	保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 16 時 30 分（8 時間）
延長保育	保育標準時間	夕：午後 6 時 00 分 ～ 午後 7 時 00 分
	保育短時間	朝：午前 7 時 00 分 ～ 午前 8 時 30 分 夕：午後 4 時 30 分 ～ 午後 7 時 00 分
開園時間	月～金曜日	午前 7 時 00 分 ～ 午後 19 時 00 分
	土曜日	午前 7 時 00 分 ～ 午後 19 時 00 分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	

(6) 利用者負担

利用者負担（月額保育料）	乳児、1～2歳児クラスは子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）をこども園で直接徴収します。 幼児クラスは無償。		
延長保育に係る 利用者負担金	延長保育 18時30分迄 30分延長	1か月	1,500円
	延長保育 19時00分迄 1時間延長	1か月	3,000円
上乗せ・実費徴収	教育・保育用品代	年齢により 違います。	
	給食費 3歳以上児に係る	主食費	1,500円
	3歳以上児に係る	副食費	5,000円
	給食費 1号認定	給食費	6,000円
その他	制服(体操服・スモック等)	年齢により 違います。	
	特別保育関連費	1か月	2,000円
	絵本代 2~5歳児	年齢により 違います。	

【特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用】

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
特別保育関連費	教育、保育の向上に向けて取り組んでいる下記特別保育について、かかる経費を在園児に毎月負担していただきます。 モンテッソーリ教育、臨床美術、 体育教室、英会話教室	月額 2,000円

【特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担】

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食費（2号認定）	主食費 1,500 円・副食費 5,000 円	月額 6,500 円
給食費（1号認定）		月額 6,000 円
おむつ代（レンタル）	布おむつ・おむつカバー	0歳児 3,300 円 1,400 円
おむつ代（レンタル）	布おむつ・おむつカバー	1歳以上児 2,960 円・ 1,400 円
トレーニングパンツ（レンタル）		月額 1,400 円
おむつ卒業セット	トイレトレーニング（おむつ・カバー・トレパン可）	月額 3,410 円
カラー帽子	通園、散歩時に使用	980 円
体操服・体操ズボン	制服	2,000 円・1,700 円
長袖体操服・ズボン	制服	2,400 円・2,800 円
スモック	散歩時、製作時などに着用	1,450 円・1,830 円・2,640 円
スタジアムジャンパー （幼児）	制服	14,500 円
通園リュック（幼児）	通園時、園外保育時使用	6730 円
絵本代（2歳以上）	教育・保育で使用	年齢により異なる
音楽用品	鍵盤ハーモニカ	6,200 円
なわとび	幼児	490 円
絵画用品全般	お道具箱（粘土他）	約 6,000 円
証明書類全般	保護者証・名札・氏名印	205 円・130 円・315 円
その他、園使用日用品 全般	連絡帳（0～2歳）、 出席ノート、シール（3～5歳）	190 円・360 円 ・220 円
園外保育での実費	交通費・入場料金など	実費負担
日本スポーツ振興センター掛金	災害共済保護者負担分	年額 270 円

※ 当園は布おむつを利用しています。トイレトレーニングを積極的に行うことが目的です。利用者負担が発生することをご理解ください。

※ 「おむつ卒業セット」とは、トイレトレーニング中のお子さんがスムーズに移行できるようにと、レンタル業者、コーベベビー（株）に相談して設定しました。

【保育認定園児の延長保育に係る利用者負担（延長保育料）】

項目	金額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担 30分延長	1か月 1,500円
1時間延長	1か月 3,000円
延長保育利用者以外が18時を過ぎた場合 10分につき	300円
延長保育利用申請者が19時を過ぎた場合 10分につき	1,000円
保育短時間認定者が8時30分～16時30分を超える利用をした場合 30分につき	500円

【1号認定園児の預かり保育に係る利用者負担金（預かり保育料）】

項目	金額
教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担 7時～8時30分 14時以降	30分につき 500円
教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担 週に複数回利用する場合 預かり保育料 月極	3000円

【一時預かり利用料】

項目	金額
0～2歳児	1時間につき 600円
3歳児以上	1時間につき 500円
給食代	1食につき 300円
おやつ代	1食につき 50円

- 3歳以上児に係る主食費、副食費は同一月中において教育・保育の利用が1日もなかった場合は当該月の負担金は免除とします。
- 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、教育・保育の提供がなされない場合は、主食費及び副食費の日割り計算を行います。
- 市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯や、所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等の子、収入にかかわらず認定こども園・保育所・幼稚園等に在籍している年齢の高い兄弟等から数えて第3子以降の子、生活保護及び里親の世帯は、副食費が免除されます。

(7) 支払方法

リコーリースによる自動引き落としです。

引き落としが確認されなかった場合は、園の口座に振り込んでいただきます。

(8) 提供する特定教育・保育の内容

- ・モンテッソーリ教育（モンテッソーリ専任講師による指導及び研修）
- ・臨床美術(アトリエ苗 臨床美術士による指導(園児)及び研修(職員))
- ・キッズキラリンアート（臨床美術）4、5歳月1回
- ・はじまりのアート 0~3歳 毎週金曜日アートの日
- ・運動遊び・体育教室（千喜里スポーツクラブ講師による指導 1~5歳児）
- ・リズム遊び 当園職員
- ・英会話教室 4、5歳 ECC ネイティブ専任講師

(9) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式・進級式
5月	田植え体験（5歳児）クラス懇談
6月	プラネタリウム（5歳児）
7月	お泊り保育（5歳児） 水遊び
8月	水遊び 夏祭り
9月	マザーシップフェスティバル（2~5歳児）
10月	保育参加 稲刈り（5歳児） 芋ほり遠足（2~5歳児） 5歳児個人懇談
11月	保育参加
12月	保育参加 クリスマスコンサート（2~5歳児）
1月	お別れ遠足 キッズニア 5歳 移動動物園 クラス懇談
2月	クラス懇談 観劇「クラルテ」 クラス懇談
3月	お別れ会 卒園式

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の管理者が定めた選考方法による <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> 西宮市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると市が認めたとき 園の教育・保育方針が保護者の要望と合わなくなったとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(11) 学校医

氏名	こじま小児科 児嶋 茂雄
所在地	西宮市段上町 8-6-19
電話番号	090-8981-8172

(12) 学校歯科医

氏名	よこやまこども歯科
所在地	西宮市薬師寺町 1-72
電話番号	0798-67-1182

(13) 学校眼科医

氏名	細田眼科 細田伸子
所在地	西宮市高松町 4-8 プレラ西宮 3階
電話番号	0798-63-5532

(14) 学校耳鼻咽喉科医

氏名	わしお耳鼻咽喉科 鷲尾 有司
所在地	西宮市瓦林町 20-13
電話番号	0798-56-8733

(15) 学校薬剤師

氏名	西宮市薬剤師会所属 ビザン調整薬局夙川店 安井 朋子
所在地	西宮市大浜町 1-1
電話番号	0798-38-5972

(16) 緊急時における対応方法

<p>電話または桜メッセージ（さくら day）</p> <p>園児に病状急変、怪我等の緊急事態が発生した場合には、保護者の方に提出していただいている緊急連絡先へ速やかに連絡します。症状、怪我の具合により受診が必要と判断した場合、皮膚疾患の場合は皮膚科に、消毒等の処置が必要な場合は整形外科、口腔の場合は歯科、目の場合は眼科に受診します。急を要する場合は直ちに 119 番通報します。</p>

【管轄する消防署】

消防署名	西宮消防署
所在地	西宮市津門大塚町 1-38
電話番号	0798-23-0119

【管轄する警察署】

警察署名	西宮警察署
所在地	西宮市津田町 3 番 3 号
電話番号	0798-33-0110

(17) 非常災害対策

防火管理者	大倉 知子
消防計画届出年月日	2022 年 4 月 1 日
避難訓練	毎月 1 回
防災設備	消防署直結 119 番通報装置
避難場所	第一避難場所 瓦木小学校 洪水の場合は本園 分園の園児は本園に避難
緊急時の連絡手段	うえぶ桜からのメッセージ

(18) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付責任者	園長 福井 潤子	0798 - 66 - 6011
相談・苦情解決担当者	主幹 大倉 知子	0798 - 66 - 6011
第三者委員	山下 専治	民生委員
		0798-65-7486
	日高 光明	中島町町内会会長
		0798-67-8531
佐藤 悦子	民生委員	
	0798-55-6376	

【要望・苦情等への対応方法】

速やかに状況確認を行う。場合により個人的に対応する。個人的な対応で解決できない場合は法人本部に連絡後、第三者委員の方と相談し、必要な場合は第三者委員会を開く。

(19) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	障害保険 保護者負担 270円
保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター

※生活保護法による保護を受けている世帯は、共済掛金が免除されます。

保険の種類	園賠償責任保険＋園児団体障害保険（ほいくのほけん）
保険の内容	認定こども園の管理下において園児が災害に遭った場合、園側に法律上の損害賠償責任がある場合に限り、保険金が支払われる。
保険会社	公益社団法人全国私立保育連盟

(20) 個人情報の取り扱い

入園時に提出していただいた個人情報に関する書類等は、鍵のかかる場所に保管し、適切に管理しています。これらの個人情報を預かる事に対し、保護者の方から承諾書を提出していただいています。

園児の情報はシステムで管理しています。園児個人の育ちの情報は各クラス担任と園長が管理していますが、家族情報等は園長のパソコンで管理し、他の職員が見ないようにパスワードを決めています。

(21) その他保護者に説明すべき事項

- 保護者用の駐車場がありません。車での送迎は原則としてお断りしています。やむを得ず、車で送迎される方は近隣のパーキングを利用してください。
- 路上駐車は絶対にしないでください。
- 自転車を利用される方は必ず園内の駐輪スペースに駐輪してください。
- ベビーカーで送迎される場合は畳んで置いてください。ベビーカーの預かりは0歳児、1歳児（2歳のお誕生日まで）のみとします。
- 正門から駐輪場までの通路の幅が狭いです。自転車で送迎される方は園児の安全を考えて、自転車に乗らずに必ず歩いて通行してください。
- 災害時につきましては、西宮市では特別警報が出た場合に休園と決まっていますが、その災害の状況により園長の判断で迎えを要請したり、休園にしたりすることもあります。詳しくは次ページ「※台風接近等に伴う対応について」を読んでください。

※台風接近等に伴う対応について

「大雨・暴風警報など」通常の気象警報が発令された場合

- ・2、3号認定児は通常の気象警報であれば開園することとしますが、子どもを連れての登降園は危険を伴うため、家庭での保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。
- ・1号認定児は臨時休園とします。
- ・状況によっては園からお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに来られる体制をとっておいてください。
- ・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高い為、勤務等やむを得ず教育・保育を必要とする方みの受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

本市に「特別警報」が発令された場合

- ・午前7時現在で「特別警報」が本市に発令された場合は「休園」とします。
- ・また、「特別警報」が解除された場合でも、当日は「休園」とします。
- ・午前7時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）該当地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「家庭での保育」とします。
- ・午前7時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）が該当地域に発令された場合は避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。避難所へ避難している場合は、桜メール配信や掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来て頂くようにお願いします。

災害時の避難場所：瓦木小学校

洪水の場合：災害の状況により、マザーシップ西宮北口こども園（本園）の3階から屋上に避難します。

○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、教育、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。

- ◆「特別警報」とは、重大な災害の起こる恐れが著しく大きい旨を警告する防災情報です。
- ◆「特別警報」が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。直ちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

★地域との交流・子育て支援事業について

○地域の様々な方々との関わりを大切にしていきたいと思っています。

- ・一時預かり事業

★実習生の受け入れについて

次世代育成を担う保育士・保育教諭の人材育成を願い、また地域との繋がりになればと
考え、実習生の受け入れをします。

★トライやるウィークについて

深津中学校・瓦木中学校の生徒を受け入れます。

★インターンシップの受け入れについて

次世代育成を担う保育士・保育教諭の人材育成を願い、また地域との繋がりになればと
考え、実習生、インターンシップの受け入れをします。